

日本学生支援機構（JASSO）学習奨励費受給者について

学習奨励費の学内推薦者は、全員採用となりました！

学習奨励費の受給には、在籍確認簿へのサインが毎月必要です。

原則として、毎月定められた期日までに在籍確認のサインを留学生課（またはI S D 亥鼻
ブランチ、I S D 松戸ブランチ）で行ってください。在籍確認の締め切り日は「2018年
度外国人留学生学習奨励費スケジュール」にて、各自確認をしてください。

1. 在籍確認について

各月の期限内に受給者本人の在籍確認ができない場合には、当該月の学習奨励費は支給されませんので、十分注意してください。また、1ヶ月を超えて海外へ渡航する場合や、授業等を欠席する場合にも、学習奨励費は支給されません。留学や研究活動、休暇等で長期に渡り大学を離れる場合は、必ず事前に留学生課へご相談ください。

2. 学習奨励費受給証明書について

受給者の決定通知後、受給証明書が必要な場合は発行が可能です。交付希望日の3日前までに留学生課へ申請してください。また、亥鼻キャンパスにおいてはI S D 亥鼻ブランチ、松戸キャンパスにおいてはI S D 松戸ブランチをとおして申請してください。

証明書の発行手続きが円滑に行えるよう、日程に十分な余裕をもって申請してください。

3. 在留期間について

在留期間については、必ず自分で確認をしてください。在留期間が切れたまま更新されない場合、奨学金は支給されません。期間更新手続きは、余裕をもっておこなってください。在留カード更新後は番号が変わりますので、必ず留学生課までお知らせください。

4. その他

以下の事項に該当する場合には、必ず留学生課にご連絡ください。

- ① 在留資格に変更があったとき。
- ② 転学や退学をするとき。
- ③ 休学や留学をするとき。
- ④ 学習奨励費の給付を辞退しようとするとき。
- ⑤ 受給者としての資格を失ったとき。
- ⑥ 学習奨励費以外の奨学金を受給することになったとき。

その他、不明なことがありましたら留学生課までお問い合わせください。

本件担当：学務部留学生課 留学生サポート係
谷原 奏絵
〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33
電話：043-290-2163 FAX：043-290-2198
メール：intl-scholarship@chiba-u.jp